

せんだん保育園重要事項説明書 《裏面もあります》 令和2年1月改訂版

◆内容をご確認の上、裏面下部に記入捺印して入園時に園に提出して下さい◆

1 運営主体

運営者の名称	社会福祉法人双葉会	代表者氏名	理事長 保坂洋子
所在地	高崎市並榎町乙393番地2	電話番号	027-322-2160

2 せんだん保育園の概要

名称	せんだん保育園	施設長氏名	保坂俊英
所在地	高崎市並榎町乙393番地2	開設年月日	昭和28年12月
電話番号	027-322-2160	ホームページ	有 「せんだん保育園」で検索
利用定員	●2号認定子ども(保育認定) 27人 ●3号認定子ども(保育認定) 0歳:2人 1・2歳:16人		
保育方針	元気に・仲よく・まっすぐに		
敷地・建物	敷地面積743.97㎡ ・ 鉄筋コンクリート造2階建 延べ床面積386.87㎡		

3 保育を提供する曜日・時間・休園日

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
保育時間	<p>【保育標準時間認定を受けた方】 月～金曜日 午前7時30分～午後6時30分(11時間) 土曜日 午前8時～午後3時(7時間)</p> <p>【保育短時間認定を受けた方】 月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分(8時間) 土曜日 午前8時～午後3時(7時間)</p> <p>※慣らし保育等により上記の時間と異なる場合があります。詳しくは園のHPをご覧ください。</p>
休園日	年末年始(12月29日～1月3日)及び日曜・祝日

4 職員体制

園長	副園長	主任保育士	保育士	栄養士	調理員	嘱託医	嘱託歯科医
1名	1名	1名	9名	1名	2名	1名	1名

5 給食について

給食全般	給食は土曜日(パン給食)を除き園の調理室で調理し提供します。食育計画を策定し、食を通じた「食を営む力」の育成を図っています。衛生管理は法令及び保健所の指導に従って行っています。
アレルギー等への対応	アレルギーが疑われる場合、医師の診断書(又は指示書)を提出してください。ご相談の上、本園で対応可能な場合は除去食・代替食で対応致します。

6 非常災害時の対策・防犯対策

消防計画	平成24年6月策定、届出済	防火管理者	保坂俊英(甲種防火管理者)
避難訓練	避難及び消火を想定して月1回実施 消防署立会の総合訓練を年1回実施	防災設備	火災報知機、消火器等
		避難場所	第一中学校
		防犯対策	年1回防犯訓練を実施

7 虐待防止のための措置

(1)当園は、当園を利用する子どもの人権擁護・虐待の防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待等の行為の禁止、虐待防止や人権に関する啓発のための職員研修の実施など、児童虐待防止に必要な措置を講じます。

(2)職員または養育者による子どもへの虐待を発見した場合には、児童虐待の防止等に関する法律の定めに従い、高崎市・児童相談所等の適切な機関に通報します。

8 保育内容等に関するご相談・ご意見・苦情

(1)保育内容等に関するご相談・ご意見・苦情等がありましたら、下記の窓口までお申し出下さい。

・相談・苦情受付担当者 保坂俊英(園長) ・相談・苦情解決責任者 保坂洋子(理事長)

(2)右の第三者委員に相談することもできます。 ・清水英雄(監事) ・小峯希子(監事)

(3)受け付けた苦情等は、適切に対応し改善状況についてお知らせします。 また、受付した苦情の内容と改善状況等について、個人情報を除き、園だよりや掲示、ホームページ等で公表します。

9 保護者負担について

保護者の方は、入園後、以下の費用について負担をお願いします。

①毎月の保育料… 園児が居住する市町村が定める額をその市町村にお支払い頂きます。

②保育短時間認定園児の当園規定保育時間外の時間外(延長)保育料…1日につき500円

③実費負担額… 保育の便宜のため、次の費用について実費を負担いただきます。

●遠足代:実費相当額(例年5000~6000円程度)

●3才以上児は主食費として月額600円、副食費として月額4500円(副食費は世帯により免除の場合あり)

●その他、園服や教材などお子さんの所有又は専用する物品で、別途お知らせする費用の実費

(1)上記①以外の費用は、月ごとにクラス担任が集金します。

(2)費用を領収した場合は、領収書を発行します(集金袋の領収印で代替する場合があります)。

(3)休園や途中退園の場合、すでにお支払いいただいた上記③の費用は、原則として返金いたします。

(4)上記③に示した物品以外に、おむつ、タオル、お昼寝布団、哺乳びん等をご家庭で用意・持参していただきます。

10 その他重要事項

(1)嘱託内科医による健康診断を入園時および年2回、嘱託歯科医による歯科健診を年1回実施します。

(2)保育中にけがや容態の変化などがあった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

(3)当園では園管理下でのけがや事故等に備え、(独)日本スポーツ振興センターの災害共済制度に加入しています。掛金は園で負担しますが、個々の園児の加入につき保護者の同意が必要ですので、この重要事項説明書への署名をもって同意していただいたものとさせていただきます。

(4)当園では下記①~③の目的のために園児及びその保護者等に係わる個人情報を使用することがあります。この重要事項説明書への署名をもってこの個人情報の使用につき同意していただいたものとさせていただきます。

①小学校への円滑な移行、接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。

②他へ転園する場合、または兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合に、他の施設との間で情報を共有すること。

③緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

(5)上記(4)及び法令による場合を除き、保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

以上

私は、上記せんだん保育園重要事項の説明を園長保坂俊英(あるいは代理者の副園長保坂美樹)より受け、内容について同意しました。

令和____年____月____日

保護者住所_____

// 氏名_____ 印_____

(複数の場合は並記) 児童名_____

児童との関係_____